



平成 20 年 8 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社日本オプティカル
代表者名 代表取締役社長 長村 隆司
(J A S D A Q ・ コード 2680)
問合せ先
常務取締役管理本部長 奥田 孝浩
電話 052-310-1111

当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明のお知らせ

当社は、平成 20 年 8 月 20 日開催の取締役会において、株式会社 Tfamily による当社株式に対する公開買付けについて下記のとおり賛同の意見を表明することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本決議は、本公開買付けが成立した場合には、その後、公開買付者が当社を 100%子会社化する予定であること、及びその後、当社が上場廃止となる予定であることを前提としております。

記

1. 公開買付者の概要

(平成 20 年 8 月 20 日現在)

(1) 商 号	株式会社 Tfamily
(2) 主 な 事 業 内 容	主に金融機関より発売される各種有価証券等の購入とそれらの運用等を行っております。会社設立当初は、伐採材の販売等も計画しておりましたが、林産物市場の低迷等から現在は計画を中断しております。
(3) 設 立 年 月 日	平成 18 年 3 月 1 日
(4) 本 店 所 在 地	愛知県名古屋市西区則武新町二丁目 11 番 33 号

(5) 代表者の役職・氏名	代表取締役 千代田 聡子 代表取締役 田中 永俊	
(6) 資本金の額	10,000,000 円	
(7) 大株主及び持株比率	トーマー商事株式会社 100%	
(8) 買付者と対象者の関係等	資本関係	該当ありません
	人的関係	該当ありません
	取引関係	該当ありません
	関連当事者への該当状況	該当ありません

2. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、平成20年8月20日開催の取締役会において、公開買付者による本公開買付けについて、賛同の意を表明し、かつ、当社の株主の皆様が本公開買付けに応募されることを勧める決議をしました。

上記決議の行われた当社取締役会には、社外監査役を含む監査役全員が出席し、上記の賛同意見の表明は、決議に参加した取締役の全員一致による決議がなされております。また、社外監査役を含めたいずれの監査役も当社が本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することに賛成する旨の意見を述べております。また、当社の代表取締役社長である長村隆司氏は、特別利害関係人として上記決議には参加しておりません。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠

当社は、本公開買付けに関する意見表明の決議にあたり、公開買付者による当社普通株式1株あたりの買付価格の妥当性を検証するため、当社から独立したフィナンシャル・アドバイザーである株式会社三井住友銀行（以下「三井住友銀行」といいます。）を第三者算定機関に選定して、当社の株式価値の算定及びそれに関する助言を依頼しました。また、当社は三井住友銀行及び梅新法律事務所の助言を受け、公開買付者との間で本公開買付けの買付価格や、本

公開買付けに関する諸条件の妥当性について十分な協議及び交渉を行いました。

当社は、平成 20 年 8 月 19 日、三井住友銀行より、本公開買付けの普通株式 1 株当たりの買付価格 300 円の妥当性を検討するための参考資料として当社の株式価値に関する算定報告書（以下「株式価値算定書」といいます。）を取得しました。なお三井住友銀行の株式価値算定書では、当社の株式価値について、当社より提供された財務情報及び財務予測その他の一定の前提及び条件の下で、DCF 分析、市場株価分析の各手法を用いて分析をしており、DCF 分析では 239 円～292 円、市場株価平均法では 114 円～140 円のレンジが、当社の株式価値の評価結果として示されています。

なお、株式価値算定書は、当社が平成 20 年 8 月 20 日付け「特別損失の発生及び平成 20 年 12 月期中間期及び通期業績予想（連結・個別）の修正に関するお知らせ」をもって公表した業績の下方修正を業績計画上の数値を反映させることによって DCF 分析に織り込んでおります。

当社取締役会は、これらの情報を参考にして当社の企業価値及び株主共同の利益の観点から本公開買付けにつき十分な協議を行った結果、本公開買付けが当社の経営基盤の強化、最適なビジネスモデルの再構築及び中長期的な企業価値向上に寄与するものであるとともに、公開買付けの諸条件は、当社株式の直近の市場株価に対しても合理的であり、当社の株主の皆様にとって合理的な価格で売却機会を提供できるものと判断し、本公開買付に賛同することを取締役会において決議に参加した取締役の全員一致で決議しました。

なお、本公開買付けの普通株式 1 株当たりの買付価格 300 円は、株式会社ジャスダック証券取引所（以下「ジャスダック証券取引所」といいます。）における平成 20 年 8 月 19 日までの過去 3 ヶ月間の対象者株式の終値の単純平均値 139 円（小数点以下四捨五入）に対して 116%（小数点以下四捨五入）のプレミアムを加えた価格であり、ジャスダック証券取引所における平成 20 年 8 月 19 日の対象者株式の終値 89 円に対して 237%（小数点以下四捨五入）のプレミアムを加えた価格であります。

また、本公開買付けの対象には、新株予約権も含まれます。本公開買付けの対象となる新株予約権は、平成 20 年 8 月 20 日現在において、行使期間（平成 21 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）は到来しておりませんが、1 株当たりの行使価格は 1,266 円であり、本公開買付けの普通株式 1 株当たりの買付価格 300 円を大きく上回っています。また、当社の新株予約権は、ストック・オプションとして発行されたものであり、新株予約権の行使の条件として、新株予約権の権利行使時において、当社及び当社のグループ会社の従業員、取締役、監査役及び執行役員たる地位にあることを要するとされているため、公開買付者が当該新株予約権を取得したとしてもこれを行使することができないことに鑑みると、新株予約権 1 個当たりの買付価格である 1 円は適当であると考えます。

（3）本公開買付けに関する意見の理由

当社は、コンタクトレンズの特性である優れた視力矯正機能をより多くの皆様に享受していただき「安全で快適な視生活」の提供を通じて社会貢献を図るため、コンタクトレンズ及びケア用品等の販売を事業目的として平成元年に創業しました。当社は、「医療と販売の分離と分業」によって医療機関と販売店の責任を明確にしつつ、不具合に対しては双方協力して顧客の利益を保全することが理想と考え、「コンタクトレンズ指示書（処方箋など）に基づく販売」をベースにしたビジネスモデルを構築し、当社の理念に共感いただいた医師との信頼関係のもとで、法的視点・モラルの視点・安全確保の視点からも正しくコンタクトレンズをお客様に提供するため、ビジネスモデルを独自の形態に発展させてまいりました。

当社グループは、平成 4 年における当社初のプライベートブランド商品の販売に始まり、平成 6 年に「ハートアップ」への店舗ブランド統一による全国展開の開始、平成 10 年には EDNS（アイデータ・ネットワーク・システム：コンタクトレンズ指示書（処方箋など）データ登録・管理・配信・販売システム）の開発により、眼科医療機関が隣接しコンタクトレンズ指示

書（処方箋など）データを登録するコアショップ、眼科医療機関が隣接せずコアショップで登録されたデータの配信を受けてコンタクトレンズを販売するウェブショップ（メガネプロショップ・ハートアップ5MINI（ファイブミニ））という新しいコンセプトの業態を開発し、更には EDNS 登録者認証システムによるネット販売を開始するなど、業界に類を見ない独自の発想により高度管理医療機器であるコンタクトレンズの「安全」「快適」「安価」「便利」「短時間」な提供に努めて参りました。

このような取り組みによりまして、平成 12 年には日本証券業協会（現株式会社ジャスダック証券取引所）登録を果たし、その後も眼鏡事業への参入やドラッグストアとのタイアップによるハートアップ5MINI（ファイブミニ）の出店展開等、目に関する総合的なビジネス領域である「Vision Supply マーケット」のパイオニアとしての地位確立を目指し順調に事業展開を続けて参りました。

しかしながら、平成 18 年 4 月の医療費改正は、コンタクトレンズ市場にも深刻な影響を及ぼし、当社の収益構造も大きな影響を受けました。コンタクトレンズは、医療機関と販売店の分業システムによって使用者（顧客・患者）に提供されるため、医療費改正による「コンタクトレンズ検査料」の新設に伴う大幅な診療報酬削減によって医療機関が経営危機に陥った場合、コンタクトレンズを使用するための眼科医の診察が受けられなくなります。現在の保険医療機関では診療所が独自の診察料金設定や収入減少に相当する補填額を患者様から徴収することができない制度（混合診療の禁止）となっております。従って、保険医療機関を辞退し自由診療として診療の全額を受益者（コンタクトレンズ使用者）にご負担頂くか、保険診療を継続し 50%以上の減収でも存続できるコスト体制をつくるかの選択を迫られますが、多くのコンタクトレンズ診療所が本来とるべき選択に拠らず、保険診療を行ないながら厚生労働省の定めた規則を遵守しない不正な診療報酬請求を行なったといわれており、これによりコンタクトレンズ業界における適正な手段、適正価格でのコンタクトレンズの提供に向けた共通の取り組みが大幅に遅れることとなりました。

このような環境において、当社グループの協力医療機関の多くは自由診療への移行を図り、コンタクトレンズ使用にかかる独自の新しい診療サービスを考案し、受益者にコスト負担をご理解頂けるよう工夫を重ねてまいりました。しかしながら、不正請求が横行するマーケットでは自由診療の診察料は高額であるとして患者（顧客）離れが発生し、同時に当社グループにおいてもコンタクトレンズ購入客数は医療費改正前に比べ 20%以上減少しました。更に、当社グループはコンタクトレンズの診察及び指示書（処方箋など）発行を行なう医療機関に継続していただくために協力支援金を支出し、原資である粗利益を確保するための価格政策と販売促進費の抑制を 1 年半以上にわたって続けてきた結果、業績縮小のスパイラル状態となり、コンタクトレンズを専門に診療する眼科医療機関と販売店との提携による従来型ビジネスモデルの維持は極めて困難であることを認識いたしました。

平成 20 年度の医療費改正では、不正請求に対する問題認識に基づきコンタクトレンズ検査料の更なる引下げを軸とした厳しい見直しが行なわれました。その結果、不公正競争の是正が期待される反面、コンタクトレンズ診療所の経営は更に厳しい環境におかれるため、連鎖的にコンタクトレンズ業界の収益を大きく圧迫し、特に小売業界の再編は必至であろうと推測されます。

当社グループはこの厳しい環境の下で、ドラッグストアとのタイアップによる「薬系 5MINI（ファイブミニ）」の展開をはじめ、EDNS をベースとした販売インフラの拡充による新たなビジネスモデル創造に取り組むと共に、不公正競争によって悪化した当社の財務体質を改善するため、「経営V字回復プログラム」を策定し、増収策として EDNS 一般会員登録制度の導入と EDNS 会員数の増強、利益商品の開発・確保、コスト削減策として協力医療機関との提携見直しによる協力支援金負担の軽減及び間接コストの大幅削減、店舗の統廃合を柱とし、早期黒字化に向けて取り組んでまいりました。これまでの取り組みといたしましては、22 診療

所との提携終了及び不採算店舗7店舗のスクラップを実施し、間接コストの削減も当初の計画通りに進捗しております。また、削減したコストを積極的な販売促進に投入したことによりコンタクトレンズ販売は回復基調にあります。しかしながら、医療機関との提携解消及び店舗のスクラップに伴い売上高が減少し、これを補完するために導入した「EDNS 一般会員登録制度」は購入方法の認知に時間を要する状況にあり、更に、グラス（眼鏡）販売は低価格ワンプライスショップの台頭により厳しい市場環境にあることから、当社が成長力を回復するには相応の時間を要するものと見込まれます。また、スクラップ・アンド・ビルドの実施に伴い多額の特別損失が発生するおそれがあります。これらの実行過程では一時的にせよ企業規模の縮小や業績の悪化が見込まれ、また、それらに起因する株価の下落が予想される等、改革に伴うリスクが極めて大きなものとなると考えております。これらの短期的な犠牲を伴う改善は、近年益々短期志向を強めている資本市場から、十分な評価を得られない可能性があります。

また、当社は平成12年の株式店頭登録以降、平成17年12月期にはエクイティ・ファイナンスの活用による1,020百万円の資金調達を実施するほか、業界における初の公開企業として顧客及び取引先の皆様に対する知名度・信用力の向上や人材の効率的な確保など、企業価値向上に資する様々なメリットを享受することができましたが、近年、資本市場に対する規制が急速に強化されているに伴い、上場を維持するために必要なコスト（株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託にかかる費用、金融商品取引法上の有価証券報告書等の継続開示にかかる費用、監査費用等）が増大しており、かかるコストは今後も更に増大することが予想されることから、上場を維持することが当社の経営改革推進の足かせになる可能性があると考えています。

上記のような当社の現状に鑑み、上場を維持したままで持続的な企業価値向上を達成することは困難であり、収益構造の改革、コスト削減及び当社グループ内における再編等を含めた抜本的な改革に伴うリスクを当社の一般株主の皆様にも負って頂くことを回避するとともに、今まで以上に迅速かつ機動的に改革を推進することが可能な経営体制へ転換するためには、積極的な非公開化も重要な要素であると判断いたしました。

公開買付者は平成18年3月に設立され、トーマー商事株式会社を中心とし、コンタクトレンズ、コンタクトレンズ用ケア用品、眼科用医療機器（電気生理検査装置、超音波計測、診断装置など）、検査機器の製造販売を行うトーマーグループの関係会社であります。主要事業として、有価証券の保有ならびに運用等の業務を営んでおります。トーマー商事株式会社は公開買付者の完全親会社であり、トーマーグループ関係会社の管理運営等を行っております。傘下の関係会社には、コンタクトレンズ、コンタクトレンズ用ケア用品等の開発・製造・販売を行う株式会社トーマー、眼科用医療機器、測定・診断装置機器の開発・製造・販売を行う株式会社トーマーコーポレーション等があります。トーマーグループは、創業以来、長い年月をかけて研究・開発をすすめてきたコンタクトレンズ関連業界において、世界に通じる技術力と開発力を持つリーディング・カンパニーとして業界をリードすべく、新素材やバイオ等の先端技術を駆使し、新世代を見据えた製品等の開発をめざしております。

しかしながら、トーマーグループを取り巻く市場環境は決して楽観視できるものではありません。コンタクトレンズ関連市場全体については今後も成長が期待されているものの、トーマーグループにおいては、特に継続的成長が予想されるディスポーザブル（使い捨て）コンタクトレンズよりも、コンベンショナルコンタクトレンズ及び関連製品を中心として生産している点が課題となっております。

このような状況認識を踏まえ、当社グループとトーマーグループは、平成20年6月頃より、業務提携の可能性について具体的な検討を開始し、これまで協議・検討を進めてまいりました。かかる協議・検討の結果、当社及び公開買付者は、当社とトーマーグループの更なる事業成長及び事業基盤の強化を実現していく上で、個別の経営努力をもって事業を展開するよりも、公開買付者が当社を完全子会社化する形態での経営統合を通じて企業間の利害対立を考慮するこ

となく迅速かつ円滑に改革を進め、双方がこれまで培ってきた研究成果・経営資源を相互に有効活用していくことが最善の選択肢であるとの共通認識に至りました。当社が公開買付者の完全子会社となる形態での経営統合を行うことにより、当社グループが持つ市場ニーズに直結したお客様情報をトーマーグループに集約し、トーマーグループが製品開発に活かす事業展開を図ります。また、経営統合によりロジスティック関連費用を削減する等のシナジー効果の実現を図り、その他トーマーグループのガバナンスを当社グループに導入する等の施策によって、当社グループの利益改善及び企業価値向上につなげることができると確信しております。当社グループ及びトーマーグループは、統合する相手としてお互いが最良のパートナーであって、全てのステーク・ホルダーにとって、両社の経営統合が最良の選択であると考えております。以上の理由により当社は非公開化を選択いたしました。

（４）当社の完全子会社化

公開買付者は、当社を完全子会社化することを企図しているため、本公開買付けにより当社の発行済普通株式（当社が保有する自己株式を除きます。）及び新株予約権の全てを取得できなかった場合は、当社株式の全てに全部取得条項を付した上で、全部取得条項に基づいて当該株式を当社が取得しその対価として別の種類の株式（但し、交付する別の種類の株式の数は公開買付者以外の当社の株主のいずれに対しても１株未満の端数が割り当てられる数とします。なお、対価として交付する別の種類の株式の上場申請を行なう予定はありません。）を交付する方法その他適切な方法により当社を公開買付者の完全子会社とし、かつ、当社の新株予約権（公開買付者が保有するものを除きます）の全てを消滅させ、又は消却することにより、本公開買付けの後に当社を完全子会社化することを予定しています（以下「本スクイーズ・アウト」といいます。）。本スクイーズ・アウトの方法については、本スクイーズ・アウトに伴い公開買付者又は当社が受ける法律上・税務上の影響、関連する法令・税務・制度等の改正や当局の解釈等の状況、平成 21 年 1 月から実施が予定されている株券電子化による影響、その他の諸事情を考慮して、公開買付者と協議の上、決定次第、速やかに公表いたします。

本スクイーズ・アウトの時期、具体的な方法、並びに本スクイーズ・アウトに際して当社の株主に対してその株式に代わり交付することとなる別の種類の株式の内容及び数の詳細は現段階では未定です。本スクイーズ・アウトにおける別の種類の株式の割当比率は、当社の株主の利益に十分配慮して、最終的には本公開買付け終了後に公開買付者と当社が協議の上で決定いたしますが、現時点では、全部取得条項付種類株式の取得により当社の株主が受け取る対価（当社の普通株式とは別の種類の株式。但し、公開買付者の１株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数売却代金の分配となります。）の経済的価値は、本公開買付けの買付価格その他の諸要因を勘案して、本公開買付けの買付価格と同等のものとなることを予定しております。なお、本公開買付けと本スクイーズ・アウトとの時期の違い、公開買付者及び当社の業績の変動その他の要因によって、当該対価の経済的価値が影響を受け、本公開買付けにおける買付価格と異なる可能性もありえます。

本スクイーズ・アウトの手續に際して、当社の株主が、法令の手續に従い、当社に対して株式買取請求又は株式の取得価格の決定の申立てを行うことができる場合がありますが、この場合の１株あたりの買取価格及び取得価格は、本公開買付けにおける買付価格と異なる可能性があります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手續等に関して株主各位において自らの責任にて確認され、ご判断いただくこととなります。また、本公開買付け、本スクイーズ・アウト、及び本スクイーズ・アウトの手續に際しての株式買取請求又は株式の取得価格の決定の申立てに係る税務上の取扱いについては、各自の税務アドバイザーにご確認頂きますようお願いいたします。

なお、公開買付者による本公開買付けも、当社による本書を通じた本公開買付けに関する賛同表明も、本スクイーズ・アウトに関する株主の賛同を勧誘するものではありません。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

本公開買付けにおいて買付け等を行う株券数に上限は設定されておりません。このため、本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、当社の株券は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、当該基準に該当しない場合でも、公開買付者は、本公開買付けの終了後に、上記「(4) 当社の完全子会社化」に記載の手続に従い、公開買付者が当社の発行済株式総数（自己株式を除きます。）の全てを所有することを企図しておりますので、これが実施される場合には当社の株券は上場廃止となります。なお、上場廃止後は当社株券をジャスダック証券取引所において取引することはできません。

(6) 上場廃止を目的とする公開買付けをすることを勧める理由及び代替措置の検討状況

当社は、上記「(3) 本公開買付けに関する意見の理由」に記載のとおり、本公開買付けを含む完全子会社化の実現のための一連の取引が、当社グループの利益改善及び企業価値向上のために不可欠であり、それが最終的には当社の株主の皆様の利益に資するものと確信しております。

また、本公開買付けに引き続いて行われる予定である本スクイーズ・アウトの時期、具体的方法、並びに本スクイーズ・アウトに際して当社の株主に対してその株式に代わり交付することとなる別の種類の株式の内容及び数の詳細は、上記「(4) 当社の完全子会社化」に記載のとおり、現段階では未定ですが、公開買付者と協議の上、決定して参ります。なお、現時点では、全部取得条項付種類株式の取得により当社の株主が受け取る対価（公開買付者の普通株式とは別の種類の株式。但し、公開買付者の1株未満の端数を割り当てられた場合は、当該端数売却代金の分配となります。）の経済的価値は、本公開買付けの買付価格その他の諸要因を勘案して、本公開買付けの買付価格と同等のものとなることを予定しておりますが、公開買付けと本スクイーズ・アウトとの時期の違い、公開買付者及び当社の業績の変動その他の要因によって、当該対価の経済的価値が影響を受け、本公開買付けにおける買付価格と異なる可能性もありえます。

(7) 公開買付者と当社及び当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

公開買付者と当社の大株主であり当社代表取締役社長である長村隆司氏、株式会社ティー・ケイ・エヌ及び当社との間で、公開買付けに関する契約を締結し、長村隆司氏の保有する当社株式 1,684,900 株（株券等所有割合 17.21%）及び株式会社ティー・ケイ・エヌの保有する当社株式 1,728,000 株（株券等所有割合 17.65%）の全てについて原則として本公開買付けに応募する旨及び当社は原則として本公開買付けに賛同する旨の合意をしております。

(8) 利益相反を回避するための措置

当社は、取締役会決議に当たり、第三者算定機関として三井住友銀行を指名して当社の株式価値算定書を取得し、また外部の法律事務所の助言を得ております。さらに、社外監査役2名を含む監査役3名全員からも、当社が賛同意見を表明することに賛成を行っております。

なお、当社の代表取締役社長である長村隆司氏は、特別利害関係人として、取締役会決議には参加しておりません。

(9) その他

当社は、平成20年8月20日の取締役会において平成20年12月期の連結及び単体の業績予想を以下の通り修正することを決議しております。なお以下の内容は、当社が同日に公表した

「特別損失の発生及び平成 20 年 12 月期中間期及び通期業績予想（連結・個別）の修正に関するお知らせ」の内容を一部抜粋したものです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(通期連結業績予想)

(単位：百万円)

	売 上 高	営 業 利 益	経 常 利 益	当期純利益
前 回 発 表 予 想 (A)	21,097	404	439	109
今 回 修 正 予 想 (B)	19,436	△ 397	△ 393	△ 943
増減額 (B－A)	△ 1,661	△ 801	△ 832	△ 1,052
増 減 率	△ 7.9%	—	—	—

(通期単体業績予想)

(単位：百万円)

	売 上 高	営 業 利 益	経 常 利 益	当期純利益
前 回 発 表 予 想 (A)	19,156	294	471	190
今 回 修 正 予 想 (B)	17,625	△ 404	△ 246	△ 715
増減額 (B－A)	△ 1,531	△ 698	△ 717	△ 905
増 減 率	△ 8.0%	—	—	—

3. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容

該当事項はありません。

4. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針

該当事項はありません。

5. 公開買付者に対する質問

該当事項はありません。

6. 公開買付期間の延長請求

該当事項はありません。

7. 公開買付者による買付け等の概要

添付資料（「株式会社日本オプティカルの普通株式及び新株予約権に対する公開買付けに関するお知らせ」）をご覧ください。

以 上

平成 20 年 8 月 20 日

各位

会社名：株式会社 Tfamily

代表者名：代表取締役 田中 永俊

株式会社日本オプティカルの普通株式及び新株予約権に対する
公開買付けに関するお知らせ

当社は、株式会社日本オプティカル（以下「対象会社」といいます。）の発行済普通株式（対象会社が保有する自己株式を除きます。）及び新株予約権の全てを取得し、対象会社を完全子会社化することを目的として、以下の要領で公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）の実施を予定していることをお知らせいたします。

買付価格は普通株式 1 株あたり 300 円及び新株予約権 1 個あたり 1 円で、公開買付期間は平成 20 年 9 月 2 日（火曜日）から平成 20 年 10 月 7 日（火曜日）まで（24 営業日）とする予定です。また、株式に換算した買付予定数は 10,151,089 株ですが（注）、応募株券等の総数が株式に換算した買付予定の下限（6,800,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行なわないこととする予定です。

（注）対象会社が平成 20 年 3 月 31 日に提出した第 19 期有価証券報告書に記載された平成 19 年 12 月 31 日現在の発行済普通株式総数 9,791,600 株に、新株予約権の目的である対象会社普通株式の最大数（455,000 株）を加え、対象会社が平成 19 年 12 月 31 日時点で保有する自己株式数（95,511 株）を控除した株式数です。

本公開買付けの結果、ジャスダック証券取引所の株券上場廃止基準に該当した場合、対象会社の株券は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

以上

※本書面に含まれる情報を閲覧された方は、当社が金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 1 号に掲げる報道機関の二以上を含む報道機関に対して公開した時から 12 時間を経過するまでは、金融商品取引法第 167 条第 3 項の規定により、インサイダー取引規制に関する第一次情報受領者として対象会社の株券等の買付け等が禁止される可能性がありますので、十分にご注意ください。万一、当該買付け等を行ったことにより、刑事、民事、行政上の責任を問われることがあっても、当社は一切責任を負いかねますので、予めご了承下さい。